

名古屋市民間戸建木造住宅除却工事補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、旧基準戸建木造住宅の除却工事を実施する所有者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、耐震化を促進し、地震による住宅の倒壊等の被害を防止することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準戸建木造住宅

木造の住宅で、次に掲げる要件をすべて満たす戸建住宅をいう。

ア 在来軸組構法及び伝統構法であること。

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は2階建て以下のものであること。

エ 住宅以外の用途に使用している面積が延べ面積の2分の1未満であること。

(2) 木造住宅耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 名古屋市が実施する無料耐震診断

イ (一財)愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

ウ (財)名古屋市建築保全公社が実施した耐震診断

エ 所有者等が「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅における耐震診断について(技術的助言)」

(令和6年1月30日付国住市第40号。以下「技術的助言」

という。)に基づいて行う調査による耐震診断(以下「容易

な耐震診断」という。)

(3) 調査票

技術的助言(別添)「旧基準木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」をいう。

(4) 除却工事

旧基準戸建木造住宅の部分を含む1棟すべてを除却する工事で、工事の着手から完了までを1年度内で行うものをいう。ただし、昭和56年6月1日以降に増築された部分がある場合は、当該部分を除外することができる。

(5) 申請者

この要綱に定めるところにより補助金の交付を受け、除却工事を実施しようとする者をいう。ただし、第4条に規定する補助対象者が複数存在する場合は、そのうち1名を申請者とする。

(6) 代理受領

申請者と除却工事の請負契約を締結した者が、申請者の委任を受け、補助金の交付の請求及び受領を行うことをいう。代理受領の取扱いについては、名古屋市耐震対策事業に係る補助金代理受領制度取扱要綱に定めるところによる。

(7) 木造住宅密集地域

名古屋市木造住宅密集地域改善助成金等交付要綱に定める対象区域をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のすべてを満たす住宅とする。ただし、木造住宅密集地域の旧基準戸建木造住宅については、対象から除くものとする。

(1) 市内にある旧基準戸建木造住宅であること。

(2) 以下のいずれかに該当すること。

ア 第2条第2号アによる判定値が1.0未満であるもの。

イ 第2条第2号イ又はウによる得点が80点未満であるもの。

ウ 第2条第2号エにより倒壊の危険性があると判断されたもの。

(3) 今回実施する除却工事に関し、この要綱以外の補助金等の交付を受けていないこと。

(4) 同一敷地内において、過去にこの要綱又は次のいずれかの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。ただし、アに規定する耐震改修設計の補助金に限り交付を受けている場合を除く。

ア 名古屋市民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱

イ 名古屋市民間木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱

ウ 名古屋市耐震シェルター等設置補助金交付要綱

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

(1) 補助対象住宅を所有する者。ただし、所有者が複数存在する場合には、申請者が補助金の交付を受けることに関して、次のいずれかの要件を満たすこととする。

ア 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者（以下「区分所有者」という。）がいる場合は、すべての区分所有者の同意を得ていること。

イ 共有者がいる場合は、すべての共有者の同意を得ていること。

(2) 法人、国、地方公共団体その他公の機関以外の者であること。

(3) 固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。

(4) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者で、かつ、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(補助金の対象工事)

第5条 補助の対象となる工事は、第3条に規定する補助対象住宅を解体、運搬、処分する除却工事とする。

(補助金の対象経費及び補助金の交付額)

第6条 補助金の対象経費及び補助金の交付額は、次の表のとおりとする。

補助金の対象経費	交付額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）
除却工事に係る工事費	次のいずれか少ない額 ア 補助金の対象経費の1/3以内 イ 撤去する補助対象住宅の延べ面積（0.01 m ² 未満切り捨て）に9,600円/m ² を乗じた額の1/3以内 ウ 20万円

2 補助金の対象経費の額は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）に相当する額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税に相当する額を減額した額とする。

(事前相談)

第6条の2 申請者は、次条に定める補助金交付の申請の前に、市長に事前相談を行うこととする。

(補助金交付の申請及び決定)

第7条 申請者は、除却工事を行う年度の、除却工事の請負に関する契約の締結前かつ除却工事に着工する前に、民間戸建木造住宅除却工事補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、交付決定を受けなければならない。

(1) 固定資産税及び都市計画税の課税明細書の写し（交付の申請日

の直近のもの)等の補助対象住宅の所有権、建築年、用途、構造及び延べ面積が確認できる書類

(2) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書等(前年度から直近の支払い期日分までのもの)

(3) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し又は調査票

(4) 案内図

(5) 除却工事費の見積書の写し

(6) 補助対象住宅の外観写真

(7) 所有者が複数存在する場合は、申請者が補助金の交付を受けることに関する次に掲げる書面

ア 区分所有者がいる場合は、区分所有者全員の同意を得たことを証する書面

イ 共有者がいる場合は、共有者全員の同意を得たことを証する書面

(8) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助対象住宅が次に掲げる地区内等にある場合には、当該事業主管課と除却工事の実施内容について協議するものとする。

(1) 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)地区

(2) 土地区画整理事業施行地区

(3) 都市計画施設内

(4) 町並み保存地区

(5) その他協議を必要とする事業等

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、民間戸建木造住宅除却工事補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

4 市長は前項の審査の際、必要と認めるときは、現地調査をすることができる。

5 市長は、前項に規定する交付決定を通知する場合において、必要

と認めるときは条件を付することができる。

(交付申請の内容の変更等)

第8条 申請者は、補助金の交付の申請の内容を変更しようとするとき（軽微な変更で、補助金の額に変更を生じないものを除く。）は、あらかじめ民間戸建木造住宅除却工事補助金交付変更申請書（様式第3号）に、前条第1項に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、変更内容を適当と認めたときは、民間戸建木造住宅除却工事補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、事情により交付申請を取り下げるときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までに民間戸建木造住宅除却工事補助金交付申請取下届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

(完了実績報告等)

第10条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、民間戸建木造住宅除却工事完了実績報告書（様式第6号。以下「完了報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、除却工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し又は請求書の写し。ただし、請求書による場合は、次条第1項の規定による補助金の交付を請求するまでに、領収書の写しを提出するものとする。

(2) 工事完了時の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、報告の内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間戸建木造住宅除却工事補助金確定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求及び交付)

第11条 申請者は、前条2項による通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第8号）により市長に補助金の交付を請求することができる。

- 2 市長は、前項の請求に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(地位の承継)

第12条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で除却工事を完了し補助金の交付を受ける意思があるときは、市長に届け出をして地位を承継することができる。

- 2 申請者がやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で除却工事を完了し補助金の交付を受ける意思があるときは、市長に届け出をして地位を承継することができる。

- 3 前2項の規定に基づき、地位の承継を受けようとする者は、民間戸建木造住宅除却工事補助金地位承継届（様式第9号）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 4 申請者は、第1項及び第2項並びに代理受領制度を利用する場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補

助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第10条に定める期日までに完了報告書が提出されなかったとき。
- (4) 第4条第4号に該当しないこととなったとき又は第7条に規定する申請をしたときに第4条第4号に該当していなかったことが判明したとき。
- (5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(書類の保管等)

第14条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 申請者は、前項に規定する帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

様式

要綱	名 称	様式
第7条	民間戸建木造住宅除却工事補助金交付申請書	第1号
第7条	民間戸建木造住宅除却工事補助金交付決定通知書	第2号
第8条	民間戸建木造住宅除却工事補助金交付変更申請書	第3号
第8条	民間戸建木造住宅除却工事補助金交付決定変更通知書	第4号
第9条	民間戸建木造住宅除却工事補助金交付申請取下届	第5号
第10条	民間戸建木造住宅除却工事完了実績報告書	第6号
第10条	民間戸建木造住宅除却工事補助金確定通知書	第7号
第11条	補助金交付請求書	第8号
第12条	民間戸建木造住宅除却工事補助金地位承継届	第9号

(一 面)

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

郵便番号
住 所

申請者

フリガナ ()
氏 名
生年月日
電話番号

民間戸建木造住宅除却工事補助金交付申請書

名古屋市民間戸建木造住宅除却工事補助金交付要綱第7条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 建築物の概要

- (1)所在地 名古屋市 区
- (2)建設時期 明治・大正・昭和 年 月 (昭和56年の場合は月まで記入)
- (3)面積 延べ面積 m²
- (4)利用形態 戸建住宅 (長屋・共同住宅は対象外)
(併用住宅で住居部分の床面積が1/2未満のものは対象外)
- (5)構法 在来軸組構法・伝統構法によるもの
(プレハブ・ツーバイフォー工法等は対象外)

2 除却工事の概要

- (1)工事施工者 会社名 (個人事業主の場合は屋号)
代表者
役職・氏名 (個人事業主の場合は氏名)
郵便番号 電話番号
所在地 (個人事業主の場合は住所)

(二 面)

(2) 工期予定 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

(3) 木造住宅耐震診断の実施事業名等 (該当するものを○で囲む。)

ア 名古屋市民間木造住宅耐震診断事業

イ (一財) 愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

ウ (財) 名古屋市建築保全公社が実施した耐震診断

エ 容易な耐震診断

} 耐震診断結果報告
書の写しを添付

調査票を添付

(4) 木造住宅耐震診断の判定値又は得点(上記ア～ウの場合) _____

3 補助対象経費 _____ 円

4 補助申請額 _____ 円

注1) 補助金の対象経費は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税(地方消費税を含む、以下同じ。)に相当する額を仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税に相当する額を減額した額とする。

注2) 名古屋市民間戸建木造住宅除却工事補助金交付要綱第4条4号の規定に該当しないときは、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求めることがあります。上記事由を確認する必要がある場合には、この申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

5 添付書類

- (1) 固定資産税及び都市計画税の課税明細書の写し(交付の申請日の直近のもの)等の所有権、建築年、構造、用途及び延べ面積が確認できる書類
- (2) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書等(前年度から直近の支払い期日分までのもの)
- (3) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し又は調査票
- (4) 案内図
- (5) 除却工事費の見積書の写し
- (6) 補助対象住宅の外観写真
- (7) 所有者が複数存在する場合は、申請者が補助金の交付を受けることに関する次に掲げる書面
 - ア 区分所有者がいる場合は、区分所有者全員の同意を得たことを証する書面
 - イ 共有者がいる場合は、共有者全員の同意を得たことを証する書面
- (8) その他市長が必要と認める書類

（宛先）名古屋市長

住所
申請者
氏名

民間戸建木造住宅除却工事補助金交付変更申請書

年 月 日付け 住耐第 ー 号により交付決定通知のありました名古屋市民間戸建木造住宅除却工事について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付書類

様

名古屋市長

民間戸建木造住宅除却工事補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け 住耐第 ー 号により交付決定を通知した名古屋市民間戸建木造住宅除却工事補助金の補助金額について、下記のように変更を決定しましたので通知します。

記

- 1 所在地 名古屋市 区
- 2 変更後の交付決定額 円
- 3 交付条件

（宛先）名古屋市長

住所
申請者
氏名

民間戸建木造住宅除却工事補助金交付申請取下届

年 月 日付け 住耐第 ー 号 により交付決定通知のありました民間戸建木造住宅除却工事補助金交付申請について、下記のとおり取り下げたいので届け出ます。

記

取下げの理由

(宛先) 名古屋市長

住所
申請者
氏名

民間戸建木造住宅除却工事完了実績報告書

年 月 日付け 住耐第 ー 号 により交付決定通知のありました民間戸建木造住宅除却工事が下記のとおり完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 着工年月日 年 月 日

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 領収書又は請求書の写し。ただし、請求書による場合は、第 11 条第 1 項の規定による補助金の交付を請求するまでに、領収書の写しを提出するものとする。
- (2) 工事完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

様

名古屋市長

民間戸建木造住宅除却工事補助金確定通知書

年 月 日付け 住耐第 一 号 により交付決定をした民間戸建木造住宅除却
工事補助金については、提出された完了実績報告書を審査の結果、下記のように交付額を確定しましたの
で、通知します。

記

1 所在地 名古屋市 区

2 交付確定額 円

(宛先) 名古屋市長

住所
申請者
氏名

補助金交付請求書

名古屋市民間戸建木造住宅除却工事補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 支払請求額

金額	金	十	万	千	0	百	0	十	0	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

2 振込先

振込先金融機関	金融機関名	銀行 本店(出張所) 金庫 支店 農協 支所
	預金の種類	普通・当座 (該当を○で囲む。)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

（宛先）名古屋市長

郵便番号
住所
申請者
氏名
電話番号

民間戸建木造住宅除却工事地位承継届

年 月 日付け 住耐第 ー 号により交付決定通知のありました民間戸建木造住宅除却工事補助金交付の地位を、名古屋市民間戸建木造住宅除却工事補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり承継するので届け出ます。

補助対象建築物の 所 在 地		名古屋市 区
申 請 者	変 更 前	〒 住所 氏名 電話番号
	変 更 後	〒 住所 フリガナ（ ） 氏 名 生年月日 電話番号
承 継 の 理 由		
承 継 の 年 月 日		年 月 日

※添付書類

地位を承継する者であることを証する書類